

2023年8月23日

## エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品 Version2.8」の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯、概要

「文具・事務用品 Version2」では、グリーン購入法の環境物品等の調達に関する基本方針の判断の基準に対して上位基準となるよう整合性に留意して、認定基準を制定した。同基本方針の令和5年2月24日変更閣議決定により、プラスチック製クロステープの品目が対象として明確化されたことを受け、同基本方針との整合(上位基準の維持)を図る改定を2023年3月15日に実施したが、再生材料配合率計算の分母分子から除くことになっているラミネート層においても、技術開発等により、再生材料を配合した製品が出てきたため、ラミネート層において再生材料を配合した製品も評価できるように改定を行う。

### 2. 改定箇所 (追加：下線部)

#### 4-1-1 省資源と資源循環

(1) 主要材料が、別表1に定める再生材料の基準配合率を満たすこと。再生材料とは、古紙パルプ、再・未利用木材、再生プラスチックおよびその他再生材料(廃棄された卵の殻・貝殻・石膏ボードおよび製品として使用された後に廃棄された製品)をいう。

別表1 文具・事務用品対象表

品目名	金属、下記で指定されている消耗部分および粘着部分は製品質量から除く。また、認定基準 4-1-1(5)を満たす交換部品は製品質量から除く。			備考 <del>再生材料配合率計算の分母</del> 、左記以外に製品質量から除く <u>こと</u> <u>ができる</u> 部品などを指定
	主要材料中の再生材料の基準配合率*1	消耗部分	粘着部分	
(省略)				
布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む)	<u>テープ基材</u> ：40%		粘着剤	<del>テープ基材</del> (ラミネート層 <del>除く</del> )が対象 <u>かつ</u>
	<u>紙巻芯</u> ：100%			

### 3. 改定日： 2023年9月1日

以上